

No.	ページ数	箇所	委員名	出处	意見の内容	事務局の考え
第 1 部 総論						
1	第 1 章 計画策定の背景					
	7	2 わが国及び世界の動向	井上委員	ご意見シート	<u>「2 わが国及び世界の動向」への追記の提案</u> （文案）2023年6月に最高裁で旧優生保護法に基づく強制不妊手術の違憲性が指摘され、2024年9月にこの方たちへの救済法が制定され、検証のみならず再発防止に向けた検討が始まりました。	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「・2024（令和6）年10月には、疾病や障がいを理由に旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し、補償金等を支給すること等を目指す「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が公布され、2025（令和7）年1月に施行されました。」 「検証」「再発防止に向けた検討」は、補償金等を支給すること等の「等」に含まれます
	7	2 わが国及び世界の動向	井上委員	ご意見シート	<u>「2 わが国及び世界の動向」への追記の提案</u> （文案）2026年以降、医療、社会福祉事業や成年後見法等の社会保障制度全般における制度改定が検討され始めています。	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「・2026（令和8）年6月に、社会福祉法等の一部改正法が可決成立され、「1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充」、「2. 福祉人材の安定的な確保・定着支援」等に取り組むため、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する相談体制等の整備を図ることや、成年後見制度等の適切な利用の支援が規定されました。」
	第 2 章 計画の基本的な考え方					
3	12	6 計画の見直し等	井上委員	ご意見シート	<u>「6 計画の見直し等」への追記の提案</u> （文案）大きな制度改正があった場合には必要な計画の見直しを検討します。	<u>ご意見を踏まえ以下を修正しました</u> 「・「障害者総合支援法」やその他の法令等の改正、本計画の進捗状況及び評価によって、計画期間内での必要な見直しを検討します。」
4	第 3 章 計画推進の基本的な方策					
	14	2 生活支援のための地域づくり	井上委員	ご意見シート	<u>「2 生活支援のための地域づくり」への追記の提案</u> （文案）複合的課題への対応のため必要な調整を行う中核機関の設置を行います。	複合的課題への対応に関しては、今般の社会福祉法等の一部改正法の可決・成立により、地域自立支援協議会や地域ケア会議等が連携して対応する旨の努力義務が規定されたところであり、本市では障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センター等が連携・協働して課題解決に努めることとしています。 なお、総論においては、「2 生活支援のための地域づくり」の1ポツ目に「包括的な支援体制の構築」に取り組む旨を明記しており、また、各論としては、資料3のP26において、「複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携して適切な相談支援に努める」旨を記載しております。
	15	4 多様なニーズに対応した支援	芦田委員 布村委員	ワーキング	（全体的なご意見として）難病に関する記載が少ない。	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「、難病患者」 「・難病患者への支援について、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、医療と保健・福祉等の関係機関が連携して、取組みを進めます」
	15	4 多様なニーズに対応した支援	井上委員	ご意見シート	<u>「4 多様なニーズに対応した支援」への追記の提案</u> （文案）高次脳機能障害のある人への支援について、大阪府と連携しながら支援体制の充実を図ります。	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「・高次脳機能障がいのある人が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。」

No.	ページ数	箇所	委員名	出处	意見の内容	事務局の考え
第2部 第1章 共に支えあって暮らすために						
7	1 啓発・理解促進					
	2	現状と課題	井上委員	ご意見シート	「1 啓発・理解促進」への追記の提案 （文案）旧優生保護法の過ちを二度と繰り返さないために、優生思想等の根絶に向けて、関係部局と連携して、人権意識向上のための人権啓発をすすめます。	ご意見を踏まえ以下を追加しました
	8	(1)啓発・広報の推進 ア 啓発・研修の充実	井上委員	ご意見シート	「1 啓発・理解促進」への追記の提案 （文案）優生思想根絶のための教育・啓発活動を進めます。	「そのため、旧優生保護法等の歴史的経緯も踏まえつつ、」「障がいに対する」 1 啓発・理解促進（現状と課題 p2）
	2 情報・コミュニケーション					
9	10	現状と課題	潮谷委員	ワーキング	定期的な手話施策推進方針の見直し検討ということを行う必要がある。継続的にやっていくということが重要と思うので、そこをしっかりと位置付けていてもらえたら。	ご意見を踏まえ以下を追加しました
10	15	(2)意思疎通・情報へのアクセスの支援 ア	星沢委員	ご意見シート	手話言語条例で掲げた理念をより具体的な「計画」や「推進方針」として整理し、何をするのか、どのような目標を持つのかを明確に示していくこと（施策の見える化）が期待される。 （意見） ★手話通訳者などの人材確保と配置方針 ・手話奉仕員養成講座と手話通訳者養成講座における人材育成 ・大阪府手話通訳者登録試験の合格者を大阪市手話通訳者に登録する ・大阪市が大阪市身体障害者団体協議会に委託している手話通訳派遣事業がある事務所に在席している専任手話通訳者及び手話通訳士の人数問題 ・大阪市全区において、手話対応が可能な生活相談員が配置されていないことが問題視されています。現状では、上本町駅付近にある「大阪市身体障害者団体協議会」の事務所に数名が在席しているのみです。そのため、時間帯によっては全員が手話通訳のために外出してしまい、事務所が不在（空席）になるなどの課題が生じている。 ・大阪市総合医療センターの設置している手話通訳者の長期的な雇用促進 ★市役所窓口、福祉、医療、教育、災害時など分野ごとの対応方針 ・市役所窓口は手話ができる職員の増員 ・窓口の対応などで手話リンクを利用した行政サービスの拡充 ・災害における対応としては情報獲得のために避難所に災害情報に対応できるアイドラゴンを設置する。 ★聴覚支援学校の教師に求められる専門性 ・着任後の手話習得 ・専門人材の流出 ・教育の質の維持が困難専門的な知識や技術 ★意識啓発や市民向け学習機会の拡充 ・学校教育や生涯学習事業の中での手話学習の位置づけ強化 ・区役所や商店街など地域による「簡単なあいさつ手話」などの学習機会 ・イベントや広報を通じた「手話は言語である」という認識の浸透	ご意見を踏まえ以下を追加・修正しました 「・手話施策の推進方針に基づき、啓発イベント等を通じた手話への理解の促進や、手話通訳者派遣等を通じた手話による意思疎通の支援等を推進します。また、手話に関する施策が大阪市の施策全体に広がるよう各所属の連携強化に努めます。」 「・手話施策の推進方針について、手話施策推進法の施行を踏まえた見直しを行い、より実効性のある取組となるよう努めます。」 「・要約筆記者の派遣、電話リレーサービスの普及、NET119の周知・利用促進などにより、聴覚に障がいのある人の意思疎通の支援の推進に取り組めます。」
第2部 第2章 地域での暮らしを支えるために						
11	1 権利擁護・相談支援					
	17	現状と課題	井上委員	ご意見シート	「1 権利擁護・相談支援」への追記の提案 （文案）現在、成年後見法については、民法改正や支援体制の整備が検討されていますが、この改正を受けて適正な対応ができるよう環境整備を進めていきます	ご意見を踏まえ以下を修正しました 「制度利用に関しては、2016（平成28）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が施行され、2022（令和4）年3月に策定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においても、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進することとされています。また、成年後見制度をより利用しやすいものとする等の観点から、法定後見について必要性を開始の要件とし、開始の際の必要性がなくなれば終了する等、制度の見直しが進められており、こうした国の制度改正等の動向を踏まえつつ、地域の関係機関等が適切に連携を図っていく必要があります。」

No.	ページ数	箇所	委員名	出处	意見の内容	事務局の考え
12	18	現状と課題	山梨委員	ご意見シート	地域生活支援拠点等の整備について、誰が、どのように、いつまでに体制を構築していくのかを明確にしてほしい	<u>ご意見を踏まえ以下を追加もしくは修正しました</u> 「また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、<u>地域において安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう</u>、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を担う「地域生活支援拠点等」の整備を進め<u>る</u>必要があります。」 1 権利擁護・相談支援（現状と課題 p18） 【再掲】2 生活支援（現状と課題 p32） 「エ <u>地域生活支援拠点機能の充実</u> ・障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、安心して自立した地域生活を営むことができるよう、<u>市域の豊富な社会資源を活かし、地域生活支援拠点等の機能である「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」について、居住支援のための機能を有する複数の事業所等が連携して地域生活を支援する面的な体制整備を進めます。</u> ・各区地域自立支援協議会等を通じて更なる事業周知に取り組み、<u>地域生活支援拠点等の機能の一部を担う指定障がい福祉サービス等事業所の登録数の拡大を図ります。</u> ・市地域自立支援協議会において<u>地域生活支援拠点等の活動実績を検証し、機能の充実を図ります。</u>」 (2)相談支援及びその体制の充実 エ（施策の方向性 p29） 【再掲】2 生活支援(1)在宅福祉サービス等の充実 イ（施策の方向性 p36）
13	19	現状と課題	大野委員	ワーキング	精神科病院における精神障がい者虐待の通報件数、認定件数を示すべき	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「、精神科病院における業務従事者による虐待11件」「、精神科病院における業務従事者による虐待0件」
			澤委員	ご意見シート	虐待の防止は、精神科病院に限らず、医療・福祉・地域生活支援のすべての場において、徹底されるべき重要な課題です。地域全体の支援体制の中で、どの場面にどのようなリスクがあり、どのように防止していくのかを議論すべき。	
			井上委員	ご意見シート	<u>「1 権利擁護・相談支援」への追記の提案</u> （文案）精神病院での虐待の取り組みおいて、〇〇年の通報〇〇、認定〇〇件、（この分析評価は〇〇）、通報のたらいまわしや認定評価の基準の不明瞭さ等への意見もあり、こうした取り組みで虐待防止をどう進めるのかさらなる取り組みの強化が求められます。	
14	25	(1)サービス利用の支援 ウ 成年後見制度等の利用の促進	井上委員	ご意見シート	<u>「1 権利擁護・相談支援」への追記の提案</u> （文案）新しく改正される成年後見法への対応を踏まえ支援体制の整備を行います。	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「・成年後見制度の見直しの動向を踏まえ、改正後の制度に円滑に対応できるよう取組を進めます。」
15	27	(2)相談支援及びその体制の充実 イ 相談支援体制の強化	井上委員	ワーキング	以前に、障がい者手帳の認定のときに相談に乗りますという仕組み図、ポンチ図を示して、取り組むんだと言っていたが、そこの表現が何もない。	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「・知的障がいのある人とその家族への「親なき後」の支援として、区保健福祉センターにおける療育手帳交付申請時の面接や心身障がい者リハビリテーションセンターにおける判定の際に、福祉サービス等による支援が必要と判断した場合は、区障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携して適切な相談窓口等につなぐなど、支援につなげる仕組みの充実を図ります。」
16	30	(3)虐待防止のための取組 オ 関係機関の連携体制の構築	井上委員	ご意見シート	中核機関との関係性について、記載を検討してほしい	本市における成年後見制度の中核機関である「成年後見支援センター」については、虐待防止に関しては、弁護士会や社会福祉士会、基幹相談支援センター等とともに「関係機関」の1つであり、引き続き関係機関のネットワークの構築を進めることとしています。

No.	ページ数	箇所	委員名	出处	意見の内容	事務局の考え
17	2 生活支援					
	38	(3) 日中活動系サービス等の充実	井上委員	ご意見シート	<u>総量規制に関して追記の提案</u> (文案) 実施し、今後の方向性を早急に明らかにします。(駆け込み申請への対応は?)	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> ・なお、就労継続支援B型の総量規制の解除又は継続については、毎年検証し、適切な量の維持とサービスの質の確保を図ります。
	36	(2) 居住系サービス等の充実	井上委員	ご意見シート	<u>重度障がい者のグループホームに関して追記の提案</u> (文案) 重度障がい者のグループホームは、その数は増えていますが、その支援の実態には様々な問題が指摘されており、その実態把握と質の向上に向けた取り組みが求められています。	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「支援の質の確保を図るとともに、」
第2部 第3章 地域生活への移行のために						
19	1 入所施設からの地域移行					
	49	現状と課題	井上委員	ご意見シート	<u>「1 入所施設からの地域移行」への追記の提案</u> (文案) 地域移行に関しては、家族依存ではなく、真に地域での自立生活が営めるような環境整備等の配慮が必要です。	<u>ご意見を踏まえ以下を修正しました</u> 「 <u>自立した生活を営めるよう</u> 」 1 入所施設からの地域移行 (現状と課題 p49) 「 <u>住み慣れた地域で自立した生活をし続けるためには</u> 」 (3) 地域で暮らすための受け皿づくり ア (施策の方向性 p56)
	58	(3) 地域で暮らすための受け皿づくり オ 地域生活を続けるための支援	井上委員	ご意見シート	入所待機者への支援として、市として取り組んできたことへの現状と課題を整理し、系統的な家族支援の必要性を明記すべきでは? (文章化はお任せします)	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「施設待機者の実態把握に努め、」
第2部 第4章 地域で学び・働くために						
21	1 保育・教育					
	71	現状と課題	井上委員	ご意見シート	人権教育や性教育の必要性等の検討はできませんか? (文章化はお任せします)	<u>いただいたご意見と同趣旨の文言が記載されています</u> 各校園で実施する人権教育や性教育について、すべての幼児児童生徒が学ぶことの重要性は委員ご指摘のとおりであります。障がいのある幼児児童生徒についても同様に学ぶ必要があり、そして、一人ひとりの障がいの状況に応じて学校園教育におけるすべての学びを深める必要があることから、【現状と課題】の中にある「一人ひとりのニーズに応じた適切な学び」(現状と課題 p71) に含めているとの認識です。
	2 就業					
22	82	現状と課題	酒井委員	ワーキング	除外率についても記載してほしい	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「さらに、2025(令和7)年4月から除外率が各除外率設定業種ごとに10ポイント引き下げられ、これらの見直しにより、障がい者雇用にかかる支援ニーズはいっそう高まっています。」
	89	(2) 就業支援のための施策の展開 オ	酒井委員	ご意見シート	<u>高次脳機能障がいのある人の就業支援に関して追記の提案</u> (文案) カ 高次脳機能障がいのある人の就業支援 ・高次脳機能障がいのある人の就業を促進するため、能力開発施設である大阪市職業リハビリテーションセンターや就労移行支援事業所、障害者職業センターなどにおいて一般就労に向けた訓練や職場定着支援、復職支援に取り組みます。 ・障がい者就業・生活支援センター、就労支援機関、医療機関、相談支援事業所、生活支援機関などが連携し、安定した就業生活が送れるよう支援体制の整備を図ります。	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「オ 高次脳機能障がいのある人の就業支援 ・高次脳機能障がいのある人の就業を促進するため、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関などが連携し、安定した就業生活が送れるよう支援体制の整備を図ります。 ・職業リハビリテーションセンターや就労移行支援事業所、障害者職業センターなどにおいて一般就労に向けた訓練や職場定着支援、復職支援に取り組みます。」

No.	ページ数	箇所	委員名	出处	意見の内容	事務局の考え
24	90	(2)就業支援のための施策の展開 カ	布村委員	ご意見シート	<u>難病患者の就業支援に関して追記の提案</u> (文案) 難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が就業支援等関係機関と連携体制を構築し、難病に関する必要な情報を提供するなど、難病の患者が適切な就業支援サービスが受けられるよう支援する。 ハローワークに配置される難病患者就職サポーター、地域の関係機関と連携し、難病相談支援センターにおいて、難病の患者に対する就業相談が行える体制を整えること。 * * * * 地域障害者職業センター・障害者就業生活支援センター・医療機関・保健所・難病の患者が、就労の継続ができるよう、職場に対し自身の疾病や必要な配慮について理解を求めることや、疾病を自己管理することが行える用支援する事。 必要に応じ、難病の患者を円滑に進めるため、ハローワークへの同行、職場見学への同行等の支援を行う事。また、就労支援等関係機関と連携し、難病の患者の就労後のフォローアップを行うこと。 尚、文字の削除、変更等お任せいたします。出来ればこのまま掲載して頂けると有難いです。文章は大阪府「療養生活環境整備事業実施要項」 第2章 難病相談支援センター事業 (3) センター事業の運営 より一部抜粋	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「・必要に応じ、ハローワークへの同行、職場見学への同行等の就労支援を行います。また、就業支援の関係機関や医療機関等と連携し、就労定着支援に取り組みます。」
25	91	(3)福祉施設からの一般就労 ア 就労移行支援事業者等の支援力の強化	酒井委員	ワーキング	本来力があるのに、しっかりとした丁寧な支援がなくてその場にとどまってしまうという質の部分についての現状を丁寧に書く	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「・就労選択支援について、障がいのある人が就労先や働き方についてより良い選択をするために、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切なサービス利用につながるよう、円滑な事業実施に努めます。」
第2部 第5章 住みよい環境づくりのために						
26	1 生活環境					
	93	現状と課題	井上委員	ご意見シート	駅無人化やICT化への対応指針の表記をお願いしたい。(要望です)	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「無人駅への対応等、」を追加(計画調整局) 1 生活環境 (現状と課題 p93) 「引き続き」を追加(計画調整局) (2)移動円滑化の推進 ウ (施策の方向性 p99) 「引き続き、誰もが利用できる安全・安心な市内交通を担う事業者としての役割を果たすよう、絶えず注視するとともに、」を追加(都市交通局) (2)移動円滑化の推進 イ (施策の方向性 p99)
	101	(3)暮らしの場の確保 イ	井上委員	ご意見シート	<u>グループホームの環境整備補助に関して追記の提案</u> (文案) グループホームの重度障がい者のための環境整備補助を継続します。	<u>いただいたご意見と同趣旨の文言が記載されています</u> 「・グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な「住まい」であり、引き続き、国の補助制度(新築)を活用した整備促進に努めます。 ・また、本市においては、強度行動障がいのある人など重度障がい者の受け入れ促進のため、重度障がい者を新たに受け入れるグループホームに対する住宅改造等の補助について、今後も引き続き実施していきます。」
	2 安全・安心					
28	103	現状と課題	井上委員	ご意見シート	<u>「2 安全・安心」への追記の提案</u> (文案) 様々な避難が想定される中、避難後の障がい者への合理的配慮や、社会福祉サービスの継続的な提供、医薬品の提供など適切に提供できる仕組みの構築を含め、災害関連死が発生しないような、体制整備が緊急に求められています。	<u>ご意見を踏まえ以下を追加しました</u> 「2024(令和6)年4月からは、障害者差別解消法において事業者による合理的配慮の提供が義務化されており、避難所運営においても障がいを理由とする差別が生じないように、取り組む必要があります。」 2 安全・安心 イ (現状と課題 p103) 「・障がいのある人に対する避難所での物理的環境への配慮、意思疎通への配慮などの合理的配慮の提供について、避難所運営に携わる人に周知します。」 (1)防災・防犯対策の充実 イ (施策の方向性 p108)

No.	ページ数	箇所	委員名	出处	意見の内容	事務局の考え
第２部　第６章　地域で安心して暮らすために						
29	１　保健・医療					
	119	(3)療育支援体制の整備	芦田委員	ご意見シート	障害のあるこどもの・・・こどもを取り巻く家族を含めた支援等・・・　及び保護者を含めた家族を支援する観点に立ち・・・ 児の扱いについての文章で「家族」が出てくるのはここだけか？？ 『保護者』という表現でよいのではと思いますがいかがでしょうか？ 特別な意味があり「家族」となっているならそれはそれですが。 教育関係でも家族は使わないで保護者となっています。 家族の負担や家族の虐待（それも養護者となっていますし）もありもう家族は使わなくてもよいのではと思います。	「家族」の表現について、本計画では、きょうだい等も含めて広くとらえた表現として使用しています。なお、本計画において、P119以外にも様々な部分で「家族」の表現を使用している状況です。